

「環境技術実証モデル事業」に関する当面の検討事項（案）について

*平成15年度「実施要領」に沿って整理を試みた。

第1章 総則

1. 目的

既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。

第2章 モデル事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、データベースによる結果の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証モデル事業検討会」（以下、「モデル事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、モデル事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 分野別ワーキンググループ（WG）

環境省（各部局）により必要に応じ設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。

4. 実証機関

実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施及び実証試験結果報告書の作成）、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運営機関への登録を行う。

5. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

6. データベース運営機関

データベース運営機関は、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業の成果についてデータベースを作成し、その運営・管理を行う。

7. (独)国立環境研究所

(独)国立環境研究所は、必要に応じ、実証試験にかかる実施技術の開発を行う。

第3章 対象技術分野の選定

環境省は、環境技術実証モデル検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。

- (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野
- (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
- (3) 既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野
- (4) 実証が可能である技術分野
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野
 - 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野

【論点】

環境行政上のニーズから見た技術分野の選定

- ・ 対象とする技術分野を選定する上で、環境行政からのニーズの観点を明確にする必要はないか。特に、分野横断的に見た優先度、関連施策の実施のタイミング等の考慮が必要となる。

(検討の方向)

以下のような観点を追加する方向で検討。

- (5) 環境行政にとって、当該技術情報の活用が有用な分野

選定された技術分野の実証期間

- ・ 平成15年度に実証対象となった技術分野は、16年度も引き続き技術の公募、実証を行うか。

(検討の方向)

- ・ 平成16年度以降にも、継続して、実証の対象技術分野とする方向で検討。

第4章 実証試験要領の策定

1. 環境省は、「実証試験要領のイメージ」を参考に、分野別WGで検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定めることとする。また、策定した実証試験要領は、実証モデル事業検討会に報告することとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。
2. 環境省は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、(独)国立環境研究所に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

【論点】

実証試験要領の見直しの仕組み

- ・ 実証試験を実施した結果、実証試験要領の内容に改善の余地が認められれば、実証試験要領のリバイスを行う必要はないか。その場合、実施年度により実証結果が一部異なるケースもありうるが、事業の継続性から何か留意すべき点はないか。

(検討の方向)

- ・ 当該技術分野の実証試験結果報告書の内容を検討する際に、分野別ワーキンググループで必要に応じ実証試験要領の改正を検討する方向で、実施要領を改訂。

国環研による実証試験実施技術の開発

- ・ 国環研による実証試験の技術開発が必要な技術分野は何か。

(検討の方向)

- ・ 16年度以降に対象とする技術分野の選定の議論を踏まえつつ、必要な技術開発の内容を今後検討。

第5章 実証機関の選定

1. 環境省は、技術分野毎に、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に実証機関を募集する。地方公共団体から実証機関が選定できない場合には、民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集する。
2. 実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
3. 環境省は、2.の申請を受け、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、分野別WGでの検討も踏まえつつ、適切な機関を実証機関として選定する。実証機関の選定結果については、モデル事業検討会に報告することとする。

4. 環境省は、3.で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第8章の規定に従い、実証を行う。

【論点】

実証機関に求める要件、民間機関と地方公共団体の活用方策

- ・ 平成16年度には、地方公共団体に加えて、公益法人、NPO法人等の民間機関も、実証機関に加えることを検討する。実証機関は、専門性、客観性、透明性、公平性、中立性等が担保されていることが求められる。こうした実証機関に求められる要件を、整理し、選定の基準を明らかにする必要がある。
- ・ 実証機関として、民間機関と地方公共団体の活用方策(例えば、新規採択分野について、全て地方公共団体と公益法人等を並行して活用するのか、地方公共団体のみ実施する分野、公益法人等を活用する分野を区別するか等)をどう整理するか、考え方を整理する必要がある。

実証機関の選定の考え方

- ・ 公募及び審査の結果、実証機関としての必要な要件を満たす機関が多数ある場合、どのような観点(例)実証コストが安い機関を優先、実証機関の立地地域のバランスを考慮等)で実証機関の数を絞り込むか、明らかにする必要がある。
- ・ また、(平成15年度の実証対象分野を16年度も実証対象とする場合、)平成15年度の実証機関が、16年度も引き続き実証機関として応募した場合は、どのように扱うべきか。

(検討の方向)

- ・ 類似制度が実証担当機関に求めている要件、並びに、民間機関及び地方公共団体がそれぞれ有する利点等を整理しつつ議論。

第6章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

- (1) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する者(開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。)は、実証機関に申請することとする。
- (2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。
なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- (3) 実証機関は、申請された技術の中から、2.の観点を考慮し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。

(4) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されなかった技術の申請者も含む）に通知する。

2. 対象技術選定の観点

実証機関は、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。

(1) 形式的要件

- 申請技術が、対象技術分野に該当するか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か

(2) 実証可能性

- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- 実証試験計画が適切に策定可能であるか

(3) 環境保全効果等

- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全効果が見込めるか
- 先進的な技術であるか

第7章 実証試験計画の策定

1. 実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。
2. 実証試験計画を作成した場合には、実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について承諾した旨の文書を提出することとする。
3. 1.において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議した上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

第8章 実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。

2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

第9章 実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。
2. 実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への通知、データベース機関への送付を行う。
3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、公開するものとする。

第10章 データベースの作成

1. データベース運営機関は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。
2. データベースには、策定済みの実証試験要領、実証済みの実証結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、モデル事業検討会等による議論の状況等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。
3. 上記データベースに加え、環境技術開発者等が、本モデル事業の実証を受けていない環境技術についても任意に情報を登録できるサイトを別途設置する。

【論点】

技術データベースとしての実証試験結果報告書等の掲載方法

- ・ 実証試験結果等の技術データベースは、実証の結果についてユーザーにわかりやすいものとして提供する必要があるが、どのような掲載方法とすることが望ましいか、検討する必要がある。
- ・ また、海外向け(英語版)のデータベースとしては、どの程度の情報を盛り込むことが適当か、併せて検討する。

(今後の検討の方向性)

- ・ 実証試験結果等の情報提供の方法について、事務局でイメージを作成し、議論。
- ・ なお、モデル事業の普及、実証の成果の普及のため、以下のような手段も今後検討する。

モデル事業のロゴマーク・パンフレットの作成、実証結果の概要をまとめたレポートの作成 等

第11章 費用分担

- 15年度のモデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。
- 16年度以降の事業の費用分担は、別途検討する。

【論点】

将来の実証事業における費用負担

- ・ 予算の制約上、平成16年度以降、事業の費用負担をどのようにすべきか、検討する必要がある。試験に必要な費用を実証申請者から手数料として徴収する場合、中小企業等は、費用負担が困難な場合があり、資金的な支援策を考慮する必要がある。

(検討の方向)

- ・ 各技術分野ごとに、一定年数(例:2年間)は試験に係る費用は環境省が負担するが、その後は、将来的な実証制度のあり方の検討と併せ、費用の全額または一部を実証希望者が手数料として負担する案を検討。(下図参照。)
- ・ 特に、中小企業等には、費用の一部を、補助金等で支援できる仕組みを検討する。

環境省の費用負担を仮に2年間とした場合のイメージ

	15年度	16年度	17年度	18年度	...
平成15年度選定分野					
平成15年度選定分野					
平成15年度選定分野					
平成16年度選定分野					
平成16年度選定分野					
平成17年度選定分野					
：					

- ・ 実証試験にかかる費用を環境省で負担
- ・ 実証試験にかかる費用を実証申請者が負担

第12章 免責事項

1. 本実証モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。

2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
3. 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。
4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。

第13章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、パイロット期間中の実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。
2. 実証機関は、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。

【論点】

平成16年度版実施要領の作成

- ・ 平成15年度のモデル事業の実施状況、成果等を踏まえ、平成16年度の実証に向けた実施要領の見直しをする必要がある。

将来的な環境技術実証の手法、体制のあり方

- ・ モデル事業後の、将来的な技術実証制度の確立に向けて、手法、体制のあり方等を検討する必要がある。

例) 全体をマネジメントする機関、仕組み等実施体制のあり方、 実証対象分野を追加する仕組み、 実証機関の指定方針及び品質管理等のあり方、 費用負担及び資金支援のあり方 等